

飯塚事件第2次再審請求審の不当決定に強く抗議する

昨日、福岡地方裁判所（鈴木晋一裁判長）は、飯塚事件で死刑執行された故久間三千年さんの遺族が申し立てた第2次再審請求を棄却する決定をおこなった。

マスコミが事件を特集した報道をおこない、映画「正義の行方」が全国上映されているなか、「有罪か無罪かは分からないが、再審で死刑判決は見直すべきだ」、という声が全国に広がっている状況下で、検察に真相解明に必須の証拠開示を強く求めることもなく、新証拠のみを対象にこれに高度な証明力を要求して再審請求を棄却した不当決定に強く抗議する。あわせて、裁判所の証拠開示勧告を拒否した検察に強く抗議する。

そもそも、本件で久間三千年さんと犯行を結びつける直接証拠は存在せず、本人は一貫して無実を主張したが、被害女兒の遺体から検出されたDNA型が久間氏のそれと一致したとする警察庁科学警察研究所の鑑定結果（MCT118法によるDNA型鑑定）と、事件当日、誘拐現場とされる通学路上で被害女兒を見たとする目撃者の供述調書や、事件当日に遺留品発見現場付近で久間氏の所有車両と特徴が一致する車両を見た旨の目撃者の証言によって久間さんに死刑判決を言い渡し、2006年に最高裁で死刑判決が確定した。久間さんは、その2年後2008年に異例の早さで死刑が執行された。死刑執行については、同じく科警研のMCT118法によるDNA型鑑定の信用性が否定され、後に再審無罪となった足利事件などとの関係で、その急いだ執行には今もなお疑問と批判の声が絶えない。

最高裁は、かつて死刑の合憲性が争われた判決で、「生命は尊貴である。ひとりの生命は全地球よりも重い。死刑は、まさにあらゆる刑罰のうち最も冷厳な刑罰であり、また、まことにやむを得ざるに出ざる窮極の刑罰である。それは言うまでもなく、尊厳な人間存在の根元である生命そのものを永遠に奪い去るものであるからである」（1948年3月12日）としている。

しかし、本件確定死刑判決は、こうした厳粛な指摘に眼をそらし、「殺人、死体遺棄、未成年誘拐」の犯罪を、いつ、どこで、どのように犯したのか動機を含めて明らかにしないままに、また、被告人と犯行を結びつける直接証拠は存在せず、状況証拠も単独では被告人を犯人と断定することができない、としながら「状況証拠を総合」して死刑判決を下したものであった。

本件第2次再審請求審の新証拠（2人の証言）は、①誘拐現場とされた三叉路で事件当日に女兒2人を最後に見たという女性の日撃供述は、「2人を見たのは別の日だった」のに捜査員の誘導によってつくり替えられたものであること、②八丁峠で車両と男性が目撃されたとする午前11時頃には、女兒2人は八木山バイパスの白い軽自動車の中に目撃されており、その時間には事件（殺人・死体遺棄）は発生していない事実が明らかになった。新証言は、確定死刑判決を根幹から崩壊させるもので、無罪を言い渡すべき新規明白な証拠、という再審開始の要件を満たしている。第1次再審請求では、DNA型鑑定の信用性が否定されている。「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則は再審にも適用されるとする最高裁の白鳥・財田川決定によれば再審開始決定しかあり得なかった。この新証言は、検察が裁判所の証拠（捜査記録の目録）開示勧告に応じていれば、それを裏付けることができたはずであるのに、裁判所は、これを合理的理由なく拒む検察に証拠開示を強く求めることもないまま、棄却決定に及んだのである。

本決定は、弁護団が提出した新証拠について、①については捜査機関が誘導する「動機や必要性がない」、②については「長期間経っても女兒二人の顔を記憶していること自体が不自然」、として信用性を否定し、旧証拠との総合評価をすることもないまま、新証拠に高度な証明力を要求して「確定審で調べられた他の証拠の証明力に影響することはない」と、再審請求を「門前払い」し、「死刑再審」を頑として拒むという最悪の治安司法の姿をあらわにした。

裁判所と司法には再審を開き、証拠に裏付けられた事実による公平な審理で事件の真相を明らかにすることが求められている。

私たちは、飯塚事件の真相を明らかにするために、これからも再審開始をもとめる運動とともに証拠の全面開示など再審法改正、さらに死刑廃止の実現に取り組むことを表明する。

2024年6月6日

飯塚事件の再審をもとめる福岡の会
再審・えん罪事件全国連絡会
日本国民救援会福岡県本部
日本国民救援会中央本部